

兵庫県分別収集促進計画 (第9期)

令和元年 12 月

兵庫県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	分別収集促進のための基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目と品目ごとの取組市町の数	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6	各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量	4
7	各年度において得られる法第2条6項に規定する主務省令で定める物の見込量	5
8	容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、 市町等相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項	5
	別表一覧	9
	参考資料一覧	39

兵庫県分別収集促進計画（第9期）

令和元年 12 月

1 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画（第9期）」を策定する。

本計画は、県内の全 41 市町で策定（策定主体：25 市 8 町 4 事務組合）した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したものである。

2 分別収集促進のための基本的方向

本計画を策定するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す。
- （2）県民、事業者及び行政の各主体が、それぞれの公平な役割分担をもとに自発的かつ積極的な取組を行う。
- （3）廃棄物の発生抑制を第一とし、それができないものについて、再使用、再資源化やエネルギー回収を図る。
- （4）10 品目分別収集する市町数を全 41 市町とする。
- （5）分別収集量及び分別収集率の向上を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年後に改定する。

4 対象品目と品目ごとの取組市町の数

本計画の対象となる容器包装廃棄物は次の 10 種であり、その品目ごとの各年度における分別収集取組市町数は、表 1 のとおりである。令和 2 年以降も全市町において 10 品目の収集が実施される。

なお、この取組市町の数には、市町・一部事務組合（以下「市町等」という。）が関与した集団回収や拠点回収のみによる取組の場合も含んでいる。

- （1）商品の容器のうち、主として鋼製のもの（以下「スチール缶」という。）
- （2）商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のもの（以下「アルミ缶」という。）
- （3）商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色のもの（以下「無色ガラスびん」という。）
- （4）商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、茶色のもの（以下「茶色ガラスびん」という。）
- （5）商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他ガラスびん」という。）
- （6）商品の容器のうち、主として紙製のものであって、飲料を充てんするためのもの（以下「紙パック」という。）

- (7) 商品の容器のうち、主として段ボール製のもの（以下「段ボール」という。）
- (8) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、紙パック又は段ボール以外のもの（以下「その他紙製容器包装」という。）
- (9) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (10) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであって、ペットボトル以外のもの（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）及びこのうち、白色の発泡スチロール製の食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）

表１ 品目ごとの分別収集を実施する市町数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
アルミ缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
無色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
茶色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
紙パック	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
段ボール	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他 紙製容器包装	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
ペットボトル	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他プラスチック製 容器包装	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)

注：（ ）内は、全市町(41 市町)に占める割合。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

兵庫県内で排出される容器包装廃棄物の各年度における市町等別の排出量の見込み及びその合算量は、別表1のとおりである。また、容器包装廃棄物の品目ごとの排出量内訳は、表2のとおりである。

表2 容器包装廃棄物の品目ごと排出量（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール缶	7,660	7,539	7,422	7,313	7,205
アルミ缶	8,507	8,476	8,445	8,413	8,382
無色ガラスびん	16,939	16,815	16,690	16,566	16,443
茶色ガラスびん	11,620	11,535	11,451	11,367	11,285
その他ガラスびん	7,343	7,289	7,232	7,179	7,128
紙パック	8,842	8,764	8,684	8,607	8,531
段ボール	44,169	43,926	43,678	43,435	43,186
その他紙製容器包装	45,764	45,477	45,198	44,929	44,662
ペットボトル	16,671	16,663	16,650	16,634	16,613
その他プラスチック製 容器包装	100,819	100,246	99,653	99,091	98,464
合 計	268,334	266,729	265,104	263,535	261,899

注： 小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量（法第9条第2項第2号）

市町等が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものを分別基準適合物という。

兵庫県内において得られる分別基準適合物のうち、各年度における市町別の特定分別基準適合物ごとの見込み及びその合算量は、別表2から9までのとおりであり、総括表は表3のとおりである。

また、特定分別基準適合物ごとの見込量の内訳として、指定法人へ引き渡す量、及び指定法人への引き渡しではなく市町等が独自に再資源化を行う量についても、別表2から9の各項目の下段に示している。

なお、別表7「その他プラスチック製容器包装」は「白色トレイ」を含む量を示しており、別表8は「白色トレイ」を含まない量、別表9は「白色トレイ」のみの量である。

表3 特定分別基準適合物の品目ごとの見込量（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色ガラスびん	10,166 (3,643)	10,118 (3,616)	10,071 (3,590)	10,024 (3,562)	9,977 (3,536)
茶色ガラスびん	6,977 (2,623)	6,938 (2,602)	6,902 (2,583)	6,865 (2,563)	6,828 (2,543)
その他ガラスびん	5,208 (2,574)	5,177 (2,563)	5,147 (2,552)	5,117 (2,542)	5,086 (2,529)
その他紙製容器包装	10,236 (123)	10,193 (125)	10,156 (126)	10,115 (128)	10,075 (129)
ペットボトル	12,354 (9,466)	12,371 (9,488)	12,387 (9,510)	12,397 (9,526)	12,402 (9,538)
その他プラスチック製 容器包装	22,069 (19,745)	21,984 (19,670)	21,911 (19,606)	21,920 (19,625)	21,834 (19,549)
合 計	67,009 (38,176)	66,781 (38,064)	66,574 (37,967)	66,437 (37,945)	66,201 (37,825)

注： 上段は、特定分別基準適合物の見込量。

下段（ ）内は、上段のうち指定法人へ引き渡す見込量。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

7 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（法第9条第2項第3号）

兵庫県内において分別収集をして得られる物のうち、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の各年度における市町等別の見込み及びその合算量は、別表10から13までのとおりであり、その総括表は表4のとおりである。

表4 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール缶	5,604	5,507	5,416	5,329	5,245
アルミ缶	6,558	6,547	6,537	6,527	6,514
紙パック	1,314	1,308	1,301	1,294	1,288
段ボール	31,350	31,261	31,174	31,083	30,988
合 計	44,825	44,622	44,429	44,232	44,035

注：法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合する物であって、主務大臣が指定する施設において保管されている物。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

8 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町等相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

（1）今後の方策

- ① 市町等によるリサイクルプラザ、ストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を推進し、県民の理解と協力が進むよう市町等と連携した県民への情報提供・普及啓発を行う。

特に分別収集率の低い「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」、「紙パック」及び「ガラスびん」について、実態にあった排出量の把握、回収場所や収集回数の増加を進め、更なる分別収集及び分別収集率の向上を図る。

このため、ごみ組成調査の実施、広報誌等による住民への周知の強化、分別収集体制の見直し、量販店や市役所等での拠点回収、自治会や学校単位の集団回収等の活用等について重点的に市町等への助言を行う。

- ② 詰め替え商品や包装の少ない商品の購入等やレジ袋の削減取組を促進することにより、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。

- ③ 兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月改定）では、高効率ごみ発電について、市町等の施設整備に合わせて積極的な導入を促していくこととしている。

このため、容器包装廃棄物として分別収集されない「その他プラスチック製容器包装」については、エネルギー回収の観点から可能な限りごみ発電等で有効利用する。

(2) 分別収集の促進に関する事項

(1) 排出抑制及び分別収集の促進に関する施策	①容器包装廃棄物の分別排出の促進 市町等に対して、実状に合わせ、一般ごみの指定ごみ袋制、収集運搬の有料化等の手法を検討し、容器包装廃棄物と一般ごみの分別排出を進めるよう促す。
	②分別収集の方法の改善＜重点＞ 市町等に対し、収集運搬体制の見直しや選別方法等の改善による収集量・質の向上を促す。
	③量販店等における拠点回収の促進＜重点＞ 量販店における店頭回収、公共施設等での資源回収ステーションの設置等について、市町広報誌等でPRする等、容器包装廃棄物の回収の場所と機会を増やすよう促す。
	④地域住民による集団回収等の促進＜重点＞ 集団回収に対する奨励金制度等を活用することにより、市町等が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。
	⑤県市町廃棄物処理協議会 県及び県内市町等の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。(先進的な取組事例等を情報共有し、市町等の実践を促す。)
	⑥レジ袋削減対策等の推進＜重点＞ 買い物のときにはマイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにする「マイバック持参運動」を推進する。
	⑦事業所から排出される廃棄物の分別促進 市町等と連携して、事業所に対し産業廃棄物と一般廃棄物との分別、減量を促す。
	⑧イメージキャラクターの活用 家庭での容器包装廃棄物の分別の周知を徹底するため、親しみやすいイメージキャラクターを活用した広報などの活用を市町等に助言する。
	⑨外国人への周知 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語等の外国語によるリサイクルマニュアルやパンフレット等を作成し、より多くの住民へ周知を図るよう市町等の取組を促す。
	⑩施設整備の推進＜重点＞ 容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町等に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、リサイクルプラザ、及びストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を行うよう、助言する。
	⑪マイボトルの普及促進 関西広域連合で取組んでいるマイボトル推進の周知を図り、繰り返し使用できる水筒等の利用を推進することで、使い捨て容器の排出抑制を促進する。
	⑫ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制＜重点＞ 使い捨て商品の購入は避け、長期間使える商品や修理が可能な商品等の購入を促すことで、使い捨てプラスチックの排出抑制を推進する。
	⑬過剰包装の抑制 必要を超えた過大な包装を抑制するよう市町等と連携して事業者働きかけるとともに、簡易包装の協力店指定制度や優良店表彰制度等の導入を行うよう市町等に助言し、小売店での包装の簡素化を推進することで過剰包装を抑制する。
	⑭グリーン購入による循環型社会の推進 原材料がリサイクルされているものを選ぶことにより、プラスチックや紙などの循環利用が促進されることを住民や事業者へPRする。

(2) 知 識 の 普 及	①住民への分別収集・リサイクルに関する情報の提供 住民の意識を高めるため、指定法人等から市町等への拠出金の支払い額、住民の分別排出への協力度や最終的なリサイクルの結果等の情報を、市町等が広報誌等により住民へフィードバックするよう促す。
	②取組の顕著な団体への表彰 リサイクル活動等において顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・市町等に対し、顕彰を行う。
	③「もったいない」精神の普及 「もったいない」精神を活かし、物を最後まで使い切ること、それでも発生した廃棄物はリサイクルするよう啓発・実践し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。
	④環境学習・教育の展開 ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）、出前講座等を活用した環境学習、市町等によるごみ処理施設見学の受入れや、小学生向け副読本の配布等により、リサイクルに関する意識を高める。
	⑤環境問題への関心の向上 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の清掃活動等を通して、ごみを出さない等の環境問題への関心を高めることにより、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。
(3) 情 報 交 換 の 促 進	①県市町廃棄物処理協議会による県及び市町等の連携及び情報交換（再掲）
	②ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換（再掲）
	③市町等広報誌等による拠点回収、分別収集・リサイクルに関する情報の提供（再掲）

別 表

別表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み	10
別表2 特定分別基準適合物(無色ガラスびん)の見込量	11
別表3 特定分別基準適合物(茶色ガラスびん)の見込量	14
別表4 特定分別基準適合物(その他ガラスびん)の見込量	17
別表5 特定分別基準適合物(その他紙製容器包装)の見込量	20
別表6 特定分別基準適合物(ペットボトル)の見込量	23
別表7 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装)の見込量	26
別表8 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない))の見込量	29
別表9 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分)の見込量	32
別表10 スチール缶の見込量	35
別表11 アルミ缶の見込量	36
別表12 紙パックの見込量	37
別表13 段ボールの見込量	38

別表 1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

市町組合名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神戸市	82,325	81,557	80,792	80,031	79,273
姫路市	15,849	15,805	15,773	15,742	15,724
尼崎市	22,751	22,919	23,076	23,222	23,360
明石市	14,283	14,189	14,090	13,995	13,903
西宮市	26,690	26,476	26,233	26,038	25,760
洲本市	1,664	1,641	1,614	1,591	1,569
芦屋市	4,448	4,427	4,407	4,388	4,369
伊丹市	10,051	10,057	10,064	10,070	10,076
相生市	1,475	1,462	1,448	1,435	1,421
加古川市	12,339	12,303	12,267	12,232	12,196
赤穂市	2,417	2,407	2,397	2,386	2,375
宝塚市	11,613	11,578	11,550	11,519	11,495
三木市	3,894	3,874	3,854	3,833	3,813
高砂市	4,236	4,224	4,211	4,199	4,186
川西市	8,870	8,803	8,739	8,675	8,610
小野市	2,455	2,413	2,372	2,331	2,290
三田市	6,068	6,041	6,014	5,987	5,960
加西市	1,641	1,630	1,620	1,609	1,599
丹波篠山市	1,769	1,752	1,736	1,720	1,704
丹波市	3,714	3,666	3,619	3,572	3,530
南あわじ市	1,548	1,530	1,513	1,495	1,478
淡路市	1,388	1,369	1,351	1,333	1,315
宍粟市	1,460	1,449	1,437	1,426	1,415
加東市	1,838	1,835	1,832	1,829	1,826
たつの市	3,533	3,510	3,487	3,465	3,442
猪名川町	1,469	1,465	1,463	1,460	1,453
稲美町	1,302	1,297	1,292	1,288	1,283
播磨町	1,568	1,559	1,550	1,541	1,532
福崎町	925	918	915	911	910
太子町	1,682	1,675	1,668	1,665	1,653
上郡町	526	518	510	503	496
佐用町	809	795	781	767	753
新温泉町	662	652	643	633	623
北播磨清掃事務組合	2,619	2,590	2,562	2,534	2,506
南但広域行政事務組合	2,639	2,593	2,547	2,501	2,456
中播北部行政事務組合	815	804	793	782	772
北但行政事務組合	5,002	4,945	4,888	4,831	4,774
上記の合算量	268,334	266,729	265,104	263,535	261,899

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります（以下別表も同様）。

別表2 特定分別基準適合物（無色ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	2,585		2,584		2,583		2,582		2,581	
	217	2,368	216	2,368	215	2,368	214	2,368	213	2,368
姫路市	1,173		1,171		1,169		1,166		1,164	
	1,168	6	1,165	6	1,163	6	1,161	6	1,158	6
尼崎市	821		808		795		782		769	
	820	2	806	2	793	2	781	2	768	2
明石市	342		340		337		334		332	
	35	307	35	305	35	302	35	299	35	297
西宮市	461		465		468		472		474	
	0	461	0	465	0	468	0	472	0	474
洲本市	58		57		57		57		57	
	46	11	46	11	46	11	46	11	46	11
芦屋市	148		145		143		140		138	
	147	1	145	1	142	1	140	1	137	1
伊丹市	320		321		321		321		321	
	0	320	0	321	0	321	0	321	0	321
相生市	99		98		97		96		95	
	0	99	0	98	0	97	0	96	0	95
加古川市	683		681		679		677		675	
	648	35	646	35	644	35	642	35	640	35
赤穂市	43		44		44		45		46	
	0	43	0	44	0	44	0	45	0	46
宝塚市	344		344		344		344		344	
	0	344	0	344	0	344	0	344	0	344
三木市	158		157		156		155		155	
	0	158	0	157	0	156	0	155	0	155
高砂市	203		202		202		201		201	
	0	203	0	202	0	202	0	201	0	201

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	488		484		481		477		474	
	0	488	0	484	0	481	0	477	0	474
小野市	108		108		107		107		106	
	0	108	0	108	0	107	0	107	0	106
三田市	311		310		309		307		306	
	0	311	0	310	0	309	0	307	0	306
加西市	110		110		109		108		107	
	0	110	0	110	0	109	0	108	0	107
丹波篠山市	39		39		39		38		38	
	0	39	0	39	0	39	0	38	0	38
丹波市	142		138		135		131		128	
	0	142	0	138	0	135	0	131	0	128
南あわじ市	122		120		119		117		116	
	122	0	120	0	119	0	117	0	116	0
淡路市	121		119		118		116		115	
	121	0	119	0	118	0	116	0	115	0
宍粟市	95		95		94		93		92	
	0	95	0	95	0	94	0	93	0	92
加東市	99		99		99		99		99	
	0	99	0	99	0	99	0	99	0	99
たつの市	140		139		138		136		135	
	140	0	139	0	138	0	136	0	135	0
猪名川町	99		99		98		98		98	
	0	99	0	99	0	98	0	98	0	98
稲美町	58		58		58		58		57	
	0	58	0	58	0	58	0	58	0	57
播磨町	76		76		76		76		75	
	0	76	0	76	0	76	0	76	0	75

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	33		33		34		34		34	
	0	33	0	33	0	34	0	34	0	34
太子町	73		73		72		72		72	
	73	0	73	0	72	-	72	-	72	-
上郡町	37		36		36		35		35	
	37	0	36	0	36	0	35	0	35	0
佐用町	39		38		38		37		36	
	39	0	38	0	38	0	37	0	36	0
新温泉町	47		47		46		45		45	
	0	47	0	47	0	46	0	45	0	45
北播磨清掃 事務組合	157		155		153		152		150	
	0	157	0	155	0	153	0	152	0	150
南但広域行 政事務組合	143		139		135		131		127	
	0	143	0	139	0	135	0	131	0	127
中播北部行 政事務組合	32		32		31		31		31	
	32	0	32	0	31	0	31	0	31	0
北但行政事 務組合	159		157		155		153		151	
	0	159	0	157	0	155	0	153	0	151
合 計	10,166		10,118		10,071		10,024		9,977	
	3,643	6,522	3,616	6,502	3,590	6,481	3,562	6,462	3,536	6,440

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表3 特定分別基準適合物（茶色ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	1,482		1,481		1,480		1,479		1,478	
	256	1,226	255	1,226	254	1,226	253	1,226	252	1,226
姫路市	708		707		705		704		703	
	705	3	703	3	702	3	701	3	699	3
尼崎市	605		595		586		576		567	
	604	1	594	1	584	1	575	1	566	1
明石市	280		277		275		273		272	
	43	237	43	234	43	232	43	230	43	229
西宮市	348		351		354		357		358	
	0	348	0	351	0	354	0	357	0	358
洲本市	61		61		60		60		60	
	46	15	46	14	46	14	46	14	46	14
芦屋市	82		80		79		78		76	
	81	0	80	0	79	0	77	0	76	0
伊丹市	240		241		241		241		241	
	0	240	0	241	0	241	0	241	0	241
相生市	65		64		64		63		63	
	0	65	0	64	0	64	0	63	0	63
加古川市	394		392		391		390		389	
	373	20	372	20	371	20	370	20	369	20
赤穂市	59		60		61		62		63	
	0	59	0	60	0	61	0	62	0	63
宝塚市	232		232		232		232		232	
	0	232	0	232	0	232	0	232	0	232
三木市	111		110		110		109		108	
	0	111	0	110	0	110	0	109	0	108
高砂市	144		144		143		143		143	
	0	144	0	144	0	143	0	143	0	143

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	252		250		248		246		245	
	0	252	0	250	0	248	0	246	0	245
小野市	98		98		97		96		96	
	0	98	0	98	0	97	0	96	0	96
三田市	175		175		174		173		172	
	0	175	0	175	0	174	0	173	0	172
加西市	103		102		101		101		100	
	0	103	0	102	0	101	0	101	0	100
丹波篠山市	43		42		42		41		41	
	0	43	0	42	0	42	0	41	0	41
丹波市	137		133		130		127		123	
	0	137	0	133	0	130	0	127	0	123
南あわじ市	154		153		151		149		147	
	154	0	153	0	151	0	149	0	147	0
淡路市	112		111		109		108		106	
	112	0	111	0	109	0	108	0	106	0
宍粟市	98		97		97		96		95	
	0	98	0	97	0	97	0	96	0	95
加東市	88		87		87		87		87	
	0	88	0	87	0	87	0	87	0	87
たつの市	93		92		92		91		91	
	93	0	92	0	92	0	91	0	91	0
猪名川町	51		51		51		51		50	
	0	51	0	51	0	51	0	51	0	50
稲美町	41		41		41		41		40	
	0	41	0	41	0	41	0	41	0	40
播磨町	41		41		41		41		41	
	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	32		32		32		32		32	
	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32
太子町	53		53		53		53		52	
	53	0	53	0	53	0	53	0	52	0
上郡町	27		26		26		25		25	
	26	0	26	0	26	0	25	0	25	0
佐用町	41		41		40		39		39	
	41	1	40	1	39	1	38	1	38	1
新温泉町	45		44		44		43		42	
	0	45	0	44	0	44	0	43	0	42
北播磨清掃 事務組合	139		137		136		134		133	
	0	139	0	137	0	136	0	134	0	133
南但広域行 政事務組合	144		140		135		131		127	
	0	144	0	140	0	135	0	131	0	127
中播北部行 政事務組合	36		35		35		34		34	
	36	0	35	0	35	0	34	0	34	0
北但行政事 務組合	165		163		162		159		157	
	0	165	0	163	0	162	0	159	0	157
合 計	6,977		6,938		6,902		6,865		6,828	
	2,623	4,354	2,602	4,336	2,583	4,319	2,563	4,303	2,543	4,285

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 4 特定分別基準適合物（その他ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	934		933		932		931		930	
	300	634	299	634	298	634	297	634	295	634
姫路市	464		463		462		461		460	
	462	2	461	2	460	2	459	2	458	2
尼崎市	1,009		992		976		960		945	
	0	1,009	0	992	0	976	0	960	0	945
明石市	101		100		99		98		98	
	0	101	0	100	0	99	0	98	0	98
西宮市	217		219		220		223		223	
	127	90	128	90	129	91	131	92	131	92
洲本市	26		26		26		25		25	
	26	0	25	0	25	0	25	0	25	0
芦屋市	139		136		134		132		129	
	138	1	136	1	133	1	131	1	129	1
伊丹市	500		500		501		501		501	
	500	0	500	0	501	0	501	0	501	0
相生市	25		25		25		25		25	
	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0
加古川市	215		214		213		213		212	
	204	11	203	11	202	11	202	11	201	11
赤穂市	17		17		17		18		18	
	17	0	17	0	17	0	18	0	18	0
宝塚市	261		261		261		261		261	
	0	261	0	261	0	261	0	261	0	261
三木市	60		59		59		59		58	
	0	60	0	59	0	59	0	59	0	58
高砂市	67		67		67		66		66	
	0	67	0	67	0	67	0	66	0	66

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	299		297		295		292		290	
	298	1	296	1	294	1	292	1	290	1
小野市	28		28		27		27		27	
	0	28	0	28	0	27	0	27	0	27
三田市	186		186		185		184		183	
	186	0	186	0	185	0	184	0	183	0
加西市	32		32		32		31		31	
	0	32	0	32	0	32	0	31	0	31
丹波篠山市	26		26		26		26		25	
	0	26	0	26	0	26	0	26	0	25
丹波市	48		47		46		44		43	
	48	0	47	0	46	0	44	0	43	0
南あわじ市	24		23		23		23		23	
	23	0	23	0	23	0	23	0	22	0
淡路市	35		34		34		33		33	
	35	0	34	0	34	0	33	0	33	0
宍粟市	29		29		29		28		28	
	0	29	0	29	0	29	0	28	0	28
加東市	32		32		32		32		32	
	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32
たつの市	42		42		42		42		41	
	42	0	42	0	42	0	42	0	41	0
猪名川町	57		57		57		57		57	
	0	57	0	57	0	57	0	57	0	57
稲美町	18		18		18		18		18	
	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18
播磨町	21		21		21		21		20	
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	20

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	30		30		30		30		30	
	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10
太子町	23		23		23		22		22	
	23	0	23	0	23	0	22	0	22	0
上郡町	19		19		18		18		18	
	19	0	19	0	18	0	18	0	18	0
佐用町	13		13		13		12		12	
	13	0	13	0	13	0	12	0	12	0
新温泉町	17		17		17		17		16	
	0	17	0	17	0	17	0	17	0	16
北播磨清掃 事務組合	38		38		37		37		36	
	0	38	0	38	0	37	0	37	0	36
南但広域行 政事務組合	60		58		57		55		53	
	60	0	58	0	56	0	55	0	53	0
中播北部行 政事務組合	10		10		9		9		9	
	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0
北但行政事 務組合	89		88		87		86		85	
	0	89	0	88	0	87	0	86	0	85
合 計	5, 208		5, 177		5, 147		5, 117		5, 086	
	2, 574	2, 634	2, 563	2, 615	2, 552	2, 594	2, 542	2, 575	2, 529	2, 556

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表5 特定分別基準適合物（その他紙製容器包装の見込量）

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	4,995		4,975		4,960		4,940		4,920	
	0	4,995	0	4,975	0	4,960	0	4,940	0	4,920
姫路市	1,862		1,859		1,855		1,851		1,847	
	0	1,862	0	1,859	0	1,855	0	1,851	0	1,847
尼崎市	529		532		534		536		538	
	0	529	0	532	0	534	0	536	0	538
明石市	565		560		554		548		543	
	0	565	0	560	0	554	0	548	0	543
西宮市	125		118		110		104		97	
	0	125	0	118	0	110	0	104	0	97
洲本市	60		60		60		60		59	
	0	60	0	60	0	60	0	60	0	59
芦屋市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
伊丹市	220		220		220		220		220	
	0	220	0	220	0	220	0	220	0	220
相生市	73		72		72		71		71	
	0	73	0	72	0	72	0	71	0	71
加古川市	166		166		165		165		164	
	0	166	0	166	0	165	0	165	0	164
赤穂市	106		107		109		111		112	
	106	0	107	0	109	0	111	0	112	0
宝塚市	406		406		406		406		406	
	0	406	0	406	0	406	0	406	0	406
三木市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
高砂市	66		65		65		65		65	
	0	66	0	65	0	65	0	65	0	65

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小野市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
三田市	11		11		11		11		11	
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11
加西市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
丹波篠山市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
丹波市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
南あわじ市	25		25		26		27		27	
	0	25	0	25	0	26	0	27	0	27
淡路市	28		27		27		27		26	
	0	28	0	27	0	27	0	27	0	26
宍粟市	44		43		43		43		42	
	0	44	0	43	0	43	0	43	0	42
加東市	72		72		71		71		71	
	0	72	0	72	0	71	0	71	0	71
たつの市	191		189		188		186		185	
	0	191	0	189	0	188	0	186	0	185
猪名川町	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
稲美町	70		69		69		69		69	
	0	70	0	69	0	69	0	69	0	69
播磨町	55		55		55		55		55	
	0	55	0	55	0	55	0	55	0	55

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	34		34		35		35		35	
	0	34	0	34	0	35	0	35	0	35
太子町	72		72		71		71		71	
	0	72	0	72	0	71	0	71	0	71
上郡町	7		7		6		6		6	
	0	7	0	7	0	6	0	6	0	6
佐用町	32		32		31		31		30	
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	30
新温泉町	53		52		52		51		51	
	0	53	0	52	0	52	0	51	0	51
北播磨清掃 事務組合	23		23		22		22		22	
	0	23	0	23	0	22	0	22	0	22
南但広域行 政事務組合	182		179		177		174		171	
	0	182	0	179	0	177	0	174	0	171
中播北部行 政事務組合	18		18		17		17		17	
	18	0	18	0	17	0	17	0	17	0
北但行政事 務組合	123		122		121		119		118	
	0	123	0	122	0	121	0	119	0	118
合 計	10, 236		10, 193		10, 156		10, 115		10, 075	
	123	10, 112	125	10, 068	126	10, 030	128	9, 987	129	9, 945

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表6 特定分別基準適合物（ペットボトル）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	4,993		4,973		4,958		4,938		4,918	
	4,526	467	4,508	465	4,494	464	4,476	462	4,458	460
姫路市	718		717		716		714		713	
	315	403	315	402	314	401	314	401	313	400
尼崎市	1,319		1,370		1,419		1,465		1,509	
	1,235	84	1,286	84	1,335	84	1,381	84	1,426	84
明石市	531		529		526		522		520	
	381	150	378	151	374	152	370	152	368	152
西宮市	796		796		796		797		794	
	635	161	634	162	633	163	633	164	629	165
洲本市	52		52		51		51		51	
	0	52	0	52	0	51	0	51	0	51
芦屋市	184		186		187		188		189	
	152	33	153	33	154	33	155	33	156	34
伊丹市	467		467		468		468		468	
	164	303	164	303	164	304	164	304	164	304
相生市	85		85		84		83		83	
	0	85	0	85	0	84	0	83	0	83
加古川市	453		452		450		449		448	
	189	264	189	263	188	262	188	261	187	260
赤穂市	97		99		100		102		103	
	46	51	47	52	47	53	48	54	49	54
宝塚市	560		560		560		560		560	
	482	78	482	78	482	78	482	78	482	78
三木市	68		68		67		67		67	
	68	0	68	0	67	0	67	0	67	0
高砂市	165		165		164		164		163	
	68	97	68	97	68	97	67	96	67	96

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	224		222		220		219		217	
	196	27	195	27	193	27	192	27	191	27
小野市	73		73		72		72		72	
	27	46	27	46	27	46	27	45	27	45
三田市	181		180		180		179		178	
	181	0	180	0	180	0	179	0	178	0
加西市	84		84		83		83		82	
	0	84	0	84	0	83	0	83	0	82
丹波篠山市	56		56		55		55		54	
	56	0	56	0	55	0	55	0	54	0
丹波市	98		98		97		97		97	
	0	98	0	98	0	97	0	97	0	97
南あわじ市	88		88		88		88		88	
	84	4	84	4	84	4	84	4	84	4
淡路市	64		63		62		61		61	
	53	11	52	11	52	11	51	10	50	10
宍粟市	53		53		52		52		51	
	31	22	30	22	30	22	30	22	30	22
加東市	99		99		99		99		99	
	36	64	36	64	36	63	36	63	36	63
たつの市	158		157		155		154		152	
	77	81	77	80	76	79	75	79	74	78
猪名川町	70		70		70		70		69	
	70	0	70	0	70	0	70	0	69	0
稲美町	33		32		32		32		32	
	19	13	19	13	19	13	19	13	19	13
播磨町	65		65		65		65		65	
	24	41	24	41	24	41	24	41	24	41

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	39		39		39		40		40	
	25	14	25	14	25	14	25	15	26	15
太子町	58		57		57		57		57	
	40	17	40	17	40	17	40	17	39	17
上郡町	35		34		34		33		33	
	17	18	17	18	16	17	16	17	16	17
佐用町	35		35		34		33		33	
	23	13	22	12	22	12	22	12	21	12
新温泉町	32		32		31		31		30	
	32	0	32	0	31	0	31	0	30	0
北播磨清掃 事務組合	63		62		61		61		60	
	36	27	36	26	35	26	35	26	34	25
南但広域行 政事務組合	96		96		95		94		94	
	61	35	61	35	61	34	60	34	60	34
中播北部行 政事務組合	39		38		38		37		37	
	17	22	17	22	17	21	16	21	16	21
北但行政事 務組合	123		122		120		119		117	
	99	24	98	24	97	23	96	23	95	23
合 計	12, 354		12, 371		12, 387		12, 397		12, 402	
	9, 466	2, 887	9, 488	2, 883	9, 510	2, 877	9, 526	2, 871	9, 538	2, 865

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 7 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	8,100		8,067		8,043		8,010		7,978	
	7,833	267	7,801	266	7,778	265	7,746	264	7,715	263
姫路市	2,223		2,219		2,214		2,210		2,205	
	2,173	51	2,168	50	2,164	50	2,160	50	2,155	50
尼崎市	63		63		63		62		62	
	0	63	0	63	0	63	0	62	0	62
明石市	36		36		37		37		37	
	0	36	0	36	0	37	0	37	0	37
西宮市	1,660		1,660		1,656		1,656		1,648	
	1,556	104	1,556	104	1,552	104	1,552	104	1,544	104
洲本市	6		6		5		5		5	
	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
芦屋市	19		19		19		19		19	
	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
伊丹市	1,504		1,506		1,506		1,507		1,508	
	1,465	40	1,466	40	1,466	40	1,467	40	1,468	40
相生市	129		127		126		125		124	
	108	21	107	21	106	21	105	21	104	20
加古川市	36		36		35		35		35	
	0	36	0	36	0	35	0	35	0	35
赤穂市	220		223		227		230		234	
	216	3	220	4	223	4	227	4	230	4
宝塚市	2,068		2,068		2,068		2,067		2,067	
	2,023	46	2,022	46	2,022	46	2,022	46	2,022	46
三木市	1,068		1,062		1,057		1,051		1,045	
	0	1,068	0	1,062	0	1,057	0	1,051	0	1,045
高砂市	20		20		20		20		20	
	0	20	0	20	0	20	0	20	0	20

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	1,464		1,454		1,444		1,433		1,423	
	1,429	36	1,418	35	1,408	35	1,398	35	1,388	35
小野市	9		9		9		9		9	
	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
三田市	26		26		26		26		26	
	0	26	0	26	0	26	0	26	0	26
加西市	13		13		13		13		13	
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
丹波篠山市	198		188		188		188		188	
	190	9	180	9	180	9	180	9	180	9
丹波市	357		354		350		346		343	
	352	5	349	5	345	5	341	5	338	5
南あわじ市	131		131		131		131		132	
	130	1	130	1	130	1	130	1	131	1
淡路市	3		3		3		87		86	
	2	0	2	0	2	0	87	0	86	0
宍粟市	139		138		137		136		135	
	135	4	134	4	133	4	132	4	131	4
加東市	167		167		166		166		166	
	159	8	159	8	159	8	158	8	158	8
たつの市	420		416		411		407		403	
	410	10	406	10	401	10	397	10	393	10
猪名川町	245		245		244		244		243	
	245	0	245	0	244	0	244	0	243	0
稲美町	142		141		141		140		140	
	0	142	0	141	0	141	0	140	0	140
播磨町	235		234		234		233		232	
	0	235	0	234	0	234	0	233	0	232

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	75		76		76		77		78	
	65	10	66	10	67	10	67	10	68	10
太子町	139		139		138		138		137	
	137	2	137	2	136	2	136	2	135	2
上郡町	69		68		67		66		65	
	66	3	65	3	64	3	63	3	62	2
佐用町	78		77		76		74		73	
	76	2	75	2	73	2	72	2	71	2
新温泉町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
北播磨清掃 事務組合	325		322		319		315		311	
	324	1	321	1	317	1	314	1	310	1
南但広域行 政事務組合	236		233		229		226		223	
	234	2	231	2	228	2	224	2	221	2
中播北部行 政事務組合	38		37		37		36		36	
	35	2	35	2	34	2	34	2	33	2
北但行政事 務組合	407		402		397		392		387	
	382	25	377	25	372	25	367	24	362	24
合 計	22,069		21,984		21,911		21,920		21,834	
	19,745	2,323	19,670	2,314	19,606	2,305	19,625	2,295	19,549	2,285

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 8 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない))見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	7,894		7,862		7,838		7,807		7,775	
	7,833	61	7,801	61	7,778	61	7,746	60	7,715	60
姫路市	2,173		2,168		2,164		2,160		2,155	
	2,173	0	2,168	0	2,164	0	2,160	0	2,155	0
尼崎市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	14		14		14		14		14	
	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
西宮市	1,546		1,546		1,542		1,542		1,534	
	1,511	35	1,511	35	1,507	35	1,507	35	1,499	35
洲本市	4		4		3		3		3	
	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3
芦屋市	9		9		9		9		9	
	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
伊丹市	1,465		1,466		1,466		1,467		1,468	
	1,465	0	1,466	0	1,466	0	1,467	0	1,468	0
相生市	108		107		106		105		104	
	108	0	107	0	106	0	105	0	104	0
加古川市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
赤穂市	218		221		225		228		232	
	216	1	220	2	223	2	227	2	230	2
宝塚市	1,984		1,984		1,984		1,983		1,983	
	1,970	15	1,969	15	1,969	15	1,969	15	1,969	15
三木市	1,045		1,039		1,034		1,028		1,022	
	0	1,045	0	1,039	0	1,034	0	1,028	0	1,022
高砂市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	1,434		1,424		1,414		1,404		1,394	
	1,429	6	1,418	6	1,408	6	1,398	6	1,388	6
小野市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
三田市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
加西市	6		6		6		6		6	
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
丹波篠山市	190		180		180		180		180	
	190	0	180	0	180	0	180	0	180	0
丹波市	354		350		347		343		340	
	352	2	349	2	345	2	341	2	338	2
南あわじ市	129		129		130		130		130	
	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0
淡路市	0		0		0		85		84	
	0	0	0	0	0	0	85	0	84	0
宍粟市	136		136		134		133		132	
	135	1	134	1	133	1	132	1	131	1
加東市	159		159		159		158		158	
	159	0	159	0	159	0	158	0	158	0
たつの市	412		408		403		399		395	
	410	2	406	2	401	2	397	2	393	2
猪名川町	242		242		241		241		240	
	242	0	242	0	241	0	241	0	240	0
稲美町	140		139		139		138		138	
	0	140	0	139	0	139	0	138	0	138
播磨町	227		226		225		225		224	
	0	227	0	226	0	225	0	225	0	224

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り引きするなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	72		73		74		74		75	
	65	7	66	7	67	7	67	7	68	7
太子町	137		137		136		136		135	
	137	0	137	0	136	0	136	0	135	0
上郡町	67		66		65		64		63	
	66	0	65	0	64	0	63	0	62	0
佐用町	76		75		74		72		71	
	76	0	75	0	73	0	72	0	71	0
新温泉町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
北播磨清掃 事務組合	323		319		316		312		309	
	321	1	318	1	315	1	311	1	308	1
南但広域行 政事務組合	234		231		228		224		221	
	234	0	231	0	228	0	224	0	221	0
中播北部行 政事務組合	36		35		35		34		34	
	35	1	35	1	34	0	34	1	33	1
北但行政事 務組合	394		389		384		379		374	
	382	12	377	12	372	12	367	12	362	12
合 計	21, 247		21, 164		21, 093		21, 105		21, 022	
	19, 637	1, 610	19, 561	1, 603	19, 497	1, 596	19, 516	1, 589	19, 441	1, 581

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 9 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
神戸市	206		205		204		204		203	
	0	206	0	205	0	204	0	204	0	203
姫路市	51		50		50		50		50	
	0	51	0	50	0	50	0	50	0	50
尼崎市	63		63		63		62		62	
	0	63	0	63	0	63	0	62	0	62
明石市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
西宮市	114		114		114		114		114	
	45	69	45	69	45	69	45	69	45	69
洲本市	2		2		2		2		2	
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
芦屋市	10		10		10		10		10	
	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10
伊丹市	40		40		40		40		40	
	0	40	0	40	0	40	0	40	0	40
相生市	21		21		21		21		20	
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	20
加古川市	27		27		27		27		27	
	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27
赤穂市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
宝塚市	84		84		84		84		84	
	53	31	53	31	53	31	53	31	53	31
三木市	23		23		23		23		23	
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
高砂市	16		16		16		15		15	
	0	16	0	16	0	16	0	15	0	15

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町村組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
川西市	30		30		30		29		29	
	0	30	0	30	0	30	0	29	0	29
小野市	4		4		4		4		4	
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
三田市	24		24		23		23		23	
	0	24	0	24	0	23	0	23	0	23
加西市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
丹波篠山市	9		9		9		9		9	
	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
丹波市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
南あわじ市	2		2		2		2		2	
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
淡路市	3		3		3		3		2	
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
宍粟市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
加東市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
たつの市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
猪名川町	3		3		3		3		3	
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
稲美町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
播磨町	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名/年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
福崎町	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
太子町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
上郡町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
佐用町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
新温泉町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北播磨清掃 事務組合	3		3		3		3		3	
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
南但広域行 政事務組合	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
中播北部行 政事務組合	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
北但行政事 務組合	13		13		13		12		12	
	0	13	0	13	0	13	0	12	0	12
合 計	822		820		818		815		812	
	109	713	109	711	109	709	109	706	108	704

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 10 スチール缶の見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
神戸市	1,482	1,476	1,472	1,466	1,460
姫路市	470	469	468	467	466
尼崎市	421	411	401	392	384
明石市	205	200	195	191	186
西宮市	631	592	556	521	489
洲本市	26	25	25	25	25
芦屋市	112	108	103	99	95
伊丹市	141	141	141	141	142
相生市	30	30	30	29	29
加古川市	251	251	250	249	249
赤穂市	43	44	44	45	46
宝塚市	342	325	309	294	280
三木市	101	100	100	99	99
高砂市	72	71	71	71	71
川西市	162	161	160	159	158
小野市	62	61	61	61	60
三田市	247	246	245	244	243
加西市	85	85	84	84	83
丹波篠山市	62	62	61	61	60
丹波市	64	60	57	55	52
南あわじ市	51	51	50	50	49
淡路市	26	26	25	25	25
宍粟市	15	15	14	14	14
加東市	44	44	44	44	44
たつの市	68	67	67	66	66
猪名川町	35	35	35	35	35
稲美町	25	25	25	25	24
播磨町	28	28	28	28	28
福崎町	20	20	21	21	21
太子町	21	21	21	20	20
上郡町	17	17	16	16	16
佐用町	18	18	17	17	17
新温泉町	23	23	23	22	22
北播磨清掃事務組合	73	72	71	70	70
南但広域行政事務組合	36	34	32	31	29
中播北部行政事務組合	12	12	11	11	11
北但行政事務組合	85	84	83	82	81
上記の合算量	5,604	5,507	5,416	5,329	5,245

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 11 アルミ缶の見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
神戸市	2,506	2,496	2,489	2,479	2,469
姫路市	220	220	220	219	219
尼崎市	326	328	330	332	334
明石市	400	396	393	390	387
西宮市	625	635	644	653	662
洲本市	49	48	48	48	47
芦屋市	74	75	76	77	78
伊丹市	214	214	214	215	215
相生市	39	39	39	39	38
加古川市	229	229	228	227	226
赤穂市	45	46	47	48	48
宝塚市	225	225	225	225	225
三木市	70	70	70	69	69
高砂市	107	106	106	106	105
川西市	164	163	162	161	159
小野市	32	32	32	32	31
三田市	165	164	163	162	162
加西市	53	53	53	52	52
丹波篠山市	48	47	47	47	46
丹波市	64	64	64	65	65
南あわじ市	82	81	80	79	79
淡路市	65	64	63	63	62
宍粟市	32	32	31	31	31
加東市	45	45	45	45	45
たつの市	99	99	98	98	97
猪名川町	54	54	54	54	54
稲美町	32	32	32	32	32
播磨町	42	42	42	42	41
福崎町	20	20	20	20	20
太子町	33	33	33	33	32
上郡町	17	17	17	17	16
佐用町	20	20	20	19	19
新温泉町	23	22	22	22	22
北播磨清掃事務組合	89	88	87	86	85
南但広域行政事務組合	76	76	76	76	76
中播北部行政事務組合	31	30	30	30	29
北但行政事務組合	142	140	139	137	135
上記の合算量	6,558	6,547	6,537	6,527	6,514

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 12 紙パックの見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
神戸市	321	319	318	317	316
姫路市	136	136	135	135	135
尼崎市	82	81	80	80	79
明石市	99	100	99	98	98
西宮市	95	94	92	91	90
洲本市	21	21	20	20	20
芦屋市	26	25	25	25	24
伊丹市	45	45	45	45	45
相生市	16	16	16	16	16
加古川市	52	51	51	51	51
赤穂市	21	22	22	22	23
宝塚市	67	67	67	67	67
三木市	7	7	7	7	7
高砂市	26	26	26	25	25
川西市	33	33	33	32	32
小野市	13	13	13	13	13
三田市	34	34	34	34	33
加西市	19	18	18	18	18
丹波篠山市	6	6	6	6	6
丹波市	9	9	9	9	8
南あわじ市	6	6	6	6	6
淡路市	13	12	12	12	12
宍粟市	9	9	9	9	9
加東市	24	24	24	24	24
たつの市	21	21	21	21	21
猪名川町	10	10	10	10	10
稲美町	8	8	8	8	8
播磨町	17	17	17	17	17
福崎町	5	5	5	5	5
太子町	12	12	12	12	12
上郡町	11	11	11	11	11
佐用町	10	10	10	10	9
新温泉町	6	6	6	6	6
北播磨清掃事務組合	6	6	5	5	5
南但広域行政事務組合	7	7	6	6	6
中播北部行政事務組合	5	4	4	4	4
北但行政事務組合	19	19	19	19	18
上記の合算量	1,314	1,308	1,301	1,294	1,288

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 13 段ボールの見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
神戸市	9,429	9,392	9,363	9,325	9,288
姫路市	993	991	989	987	985
尼崎市	3,189	3,212	3,233	3,252	3,271
明石市	1,470	1,456	1,440	1,427	1,413
西宮市	3,120	3,117	3,111	3,103	3,096
洲本市	227	226	225	224	223
芦屋市	834	834	833	833	832
伊丹市	1,478	1,479	1,480	1,480	1,481
相生市	188	187	185	184	183
加古川市	910	907	904	901	899
赤穂市	304	308	313	318	323
宝塚市	2,048	2,046	2,043	2,043	2,045
三木市	332	330	328	327	325
高砂市	457	455	454	453	451
川西市	1,476	1,465	1,455	1,444	1,434
小野市	99	98	97	97	96
三田市	570	568	565	563	560
加西市	161	160	159	158	157
丹波篠山市	318	315	312	309	307
丹波市	235	233	230	228	225
南あわじ市	213	213	214	214	214
淡路市	263	260	256	253	250
宍粟市	155	154	153	152	150
加東市	64	64	63	63	63
たつの市	225	224	222	222	218
猪名川町	252	251	251	250	249
稲美町	243	242	241	240	240
播磨町	169	169	168	168	167
福崎町	54	54	55	55	56
太子町	94	93	93	93	92
上郡町	30	30	29	29	29
佐用町	56	55	54	53	53
新温泉町	263	259	257	253	251
北播磨清掃事務組合	342	338	334	331	327
南但広域行政事務組合	399	394	388	382	377
中播北部行政事務組合	103	102	101	99	98
北但行政事務組合	588	581	575	569	563
上記の合算量	31,350	31,261	31,174	31,083	30,988

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

参 考 資 料

1. 目標設定の考え方	40
2. 市町における分別収集品目数	41
3. 品目別排出量の見込み	42
4. 分別収集量の見込み	42

1. 目標設定の考え方

(1) 目標値の算定方法

①容器包装廃棄物の収集量:収集量の実績値に施策の効果や将来の人口変動等を加味して推計

②容器包装廃棄物の排出量:排出量の実績値に将来の人口変動等を加味して推計

$$\text{③分別収集率(\%)} = \frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$$

(2) 目標設定の考え方

ア 分別収集量(分子)は、人口減少により減少するが、プラスチックの回収強化、回収体制の整備、広報活動の展開などの施策により、一定量の収集量を確保する。

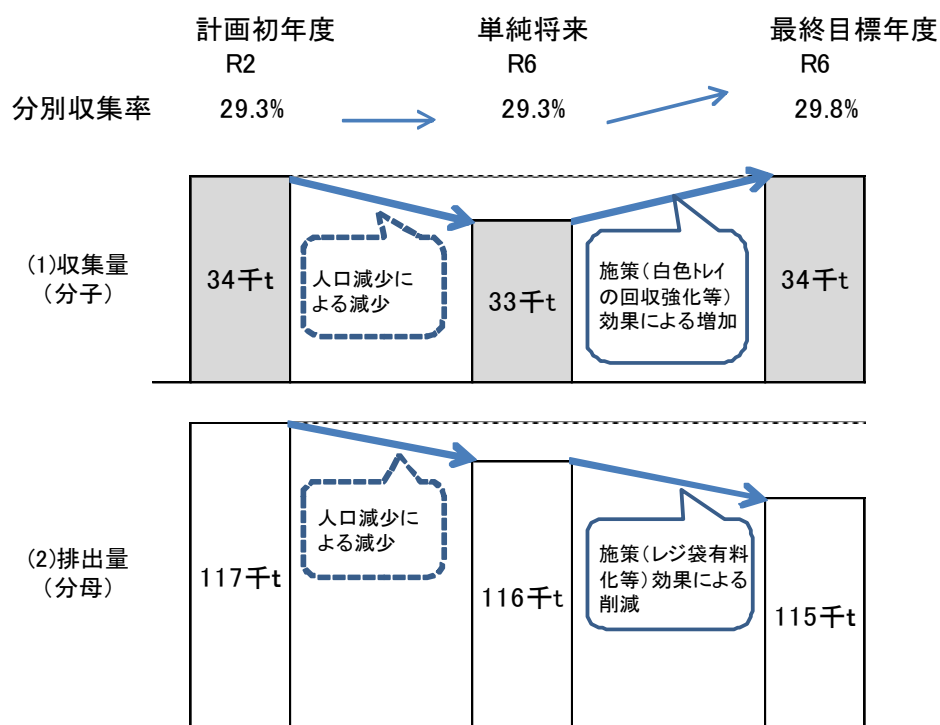
イ 排出量(分母)は、レジ袋有料化等の容器包装削減の施策等を推進することで人口減少以上に削減する。

ウ 以上の取組により、分別収集率を目標年度において向上させる。

分別収集促進計画の計画値

区分	(計画)	
	令和2年度 (計画初年度)	令和6年度 (最終目標年度)
分別収集量	111,834 t	110,236 t
排出量(推計)	268,334 t	261,899 t
容器包装廃棄物分別収集率	41.6%	42.1%

(参考)プラスチック類の分別収集量の目標設定の考え方



2. 市町における分別収集品目数

市町における分別収集品目数（令和２年度～令和６年度）

分別数	市町名	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パツク	段ボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
				無色	茶色	その他						
10	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29市12町
	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稲美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計市町数		41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	

3. 品目別排出量の見込み

県内で排出される容器包装廃棄物の品目別排出量の計画値は、表のとおり、全ての品目で減少していく傾向にある。

表 品目別排出量計画値

(単位:t)

品目\年度		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
缶類	スチール缶	7,660	7,539	7,422	7,313	7,205
	アルミ缶	8,507	8,476	8,445	8,413	8,382
びん類	無色ガラスびん	16,939	16,815	16,690	16,566	16,443
	茶色ガラスびん	11,620	11,535	11,451	11,367	11,285
	その他ガラスびん	7,343	7,289	7,232	7,179	7,128
紙類	紙パック	8,842	8,764	8,684	8,607	8,531
	段ボール	44,169	43,926	43,678	43,435	43,186
	その他紙製容器包装	45,764	45,477	45,198	44,929	44,662
プラスチック類	ペットボトル	16,671	16,663	16,650	16,634	16,613
	その他プラスチック製容器包装	100,819	100,246	99,653	99,091	98,464
合 計		268,334	266,729	265,104	263,535	261,899

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

4. 分別収集量の見込み

県内の容器包装廃棄物の分別収集量は表のとおりであり、平成30年度実績の109,939tから令和6年度には110,234tとなり、ほぼ横ばい状態である。品目別に見ると、全ての品目で収集量の減少が予想されている。これは排出量が減少傾向にあるため、収集量も減少傾向にあると考えられる。

表 品目ごとの分別収集量計画値等

(単位:t)

品目\年度		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
缶類	スチール缶	5,604	5,507	5,416	5,329	5,245
	アルミ缶	6,558	6,547	6,537	6,527	6,514
びん類	無色ガラスびん	10,166	10,118	10,071	10,024	9,977
	茶色ガラスびん	6,977	6,938	6,902	6,865	6,828
	その他ガラスびん	5,208	5,177	5,147	5,117	5,086
紙類	紙パック	1,314	1,308	1,301	1,294	1,288
	段ボール	31,350	31,261	31,174	31,083	30,988
	その他紙製容器包装	10,236	10,193	10,156	10,115	10,075
プラスチック類	ペットボトル	12,354	12,371	12,387	12,397	12,402
	その他プラスチック製容器包装	22,069	21,984	21,911	21,920	21,834
合 計		111,834	111,403	111,003	110,669	110,236

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

